

令和8年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた 検討会に関する情報の公開について

- 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。
- 議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。ただし委員長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。